

舞鶴市誰もが働きやすい 職場づくり推進事業費補助金

【申請要領】

申請受付期間

令和9年1月29日（金）まで

書類提出先・お問い合わせ先

〒625-8555
舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 産業振興部 商工・観光振興課
電話：0773-66-1021

1 趣旨

舞鶴市では、従業員の定着促進と、求職者から選ばれる魅力的な職場づくりを推進するため、従業員のための職場環境改善に積極的に取り組む市内事業者を支援します。

本補助金は、多様な人材がそれぞれのライフステージや状況に応じて、その能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを支援するものです。

例えば、子育てや家族の介護と仕事の両立を目指す従業員、経験豊富なシニア、外国人材など、様々な背景を持つ誰もが働きやすい環境を整えるための取組みを対象とします。

2 補助対象事業者

次の要件を全て満たす事業者

(1)	舞鶴市内に事業所を有する法人又は個人
(2)	次のいずれにも該当しない者であること。 ・市税を滞納している者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者 ・舞鶴市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員

3 補助対象事業

補助対象事業者が人材の獲得と定着を目指し、従業員が働きやすい環境づくりを推進するために実施するハード事業及びソフト事業。

※国、地方公共団体等が実施する他の制度により助成金等の交付を受けている経費は除きます。

4 補助対象経費と補助金の額

補助対象事業	内 容	対象経費	補助率 (限度額)
ハード事業	更衣室、子連れ出勤スペース、研修ルーム等の新設その他の職場環境改善のための施設整備を行う事業(既存設備の更新は不可)	補助対象事業に必要な工事費、備品購入費その他市長が必要と認める経費	事業費の1/2 (50万円)
ソフト事業	働きやすい職場づくりを推進するための従業員に対する研修、就業規則の改正、外部専門家によるコンサルティングの導入等を行う事業	補助対象事業に必要な報償費、旅費、印刷製本費、委託料、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費	事業費の1/2 (20万円)

※補助事業によって取得した財産を処分等する場合、一定の期間（財産の耐用年数を勘案して決定）は制限が設けられます。

5 交付申請

(1) 募集期間

令和9年1月29日（金）まで

※この補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付申請額が予算額に達した場合は、募集期間に関わらず受付を終了いたします。

(2) 提出書類 (様式は市ホームページからダウンロードできます)

(1)	交付申請書 (様式第1号)
(2)	事業計画書 (様式第2号)
(3)	収支予算書 (様式第3号)
(4)	見積書その他の支出の根拠が分かる書類
(5)	工事前の現況写真(補助対象事業が工事を伴う場合のみ)
(6)	登記事項証明書(法人の場合のみ)
(7)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人の場合のみ)
(8)	市税の納税証明書
(9)	その他市長が必要と認める書類

6 実績報告

(1) 提出期限

事業終了後30日以内または令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

(2) 提出書類 (様式は市ホームページからダウンロードできます)

(1)	実績報告書 (様式第8号)
(2)	事業報告書 (様式第9号)
(3)	収支決算書 (様式第10号)
(4)	領収書の写しその他の支払が確認できる書類
(5)	工事後の現況写真(補助事業が工事を伴うのみ)
(6)	その他市長が必要と認める書類